

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 名 称	施 設 所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
世羅町津久志自治センター	世羅郡世羅町大字黒淵六八七番地二	所在地	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二
世羅町大見自治センター	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	所在地	世羅郡世羅町大字安田四五番地
世羅町西大田自治センター	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	所在地	世羅郡世羅町大字重永六二番地
世羅町東自治センター	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	所在地	世羅郡世羅町大字別迫七〇〇番地一